

令和 2 年 6 月 9 日現在

機関番号：11501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K20848

研究課題名（和文）福祉事務所を窓口にした禁煙支援プログラムの検証

研究課題名（英文）Verification of a smoking cessation support program through the welfare office

研究代表者

松浪 容子（Matsunami, Yoko）

山形大学・医学部・助教

研究者番号：60361268

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は福祉事務所を窓口にした生活保護受給者に対する禁煙支援プログラムの有用性の検証である。以下のことを目標とし研究を実施した。1) 福祉事務所を窓口にした生活保護受給者に対する禁煙支援プログラムを実施し、有用性を評価する。2) 福祉事務所に禁煙支援ツールを提供し、現業員の禁煙支援の自己効力感の向上と支援の円滑化を図る。

研究の結果、福祉事務所職員が生活保護受給者を支援する上での課題が明確化した。また、福祉事務所現業員を対象に半年間の介入を実施し追跡調査を実施した結果、禁煙支援プログラムの効果と禁煙支援ツールの有用性が明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、福祉事務所を窓口とした生活保護受給者に対する禁煙支援プログラムの作成が目標である。禁煙支援プログラムにより、生活保護受給者の喫煙率が低下し、疾病予防・健康増進や経済的自立が結果として見込まれ、生活保護制度の趣旨である健康で文化的な生活の保障と自立の助長につながる。また、福祉事務所に対して禁煙支援ツールを提供することで、禁煙支援が円滑になり、福祉事務所現業員の禁煙に関する知識や技術の充実と禁煙支援に対する自己効力感の向上が可能になると考えられる。これらの成果は、医療扶助の適正化と生活保護受給者の生活保護からの脱却に寄与し、生活保護費の抑制に貢献できる点で意義がある。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study was to verify the usefulness of a smoking cessation support program for welfare recipients through the welfare office. The study was conducted with the following objectives: 1) to implement and evaluate the effectiveness of a smoking cessation support program for public assistance recipients at welfare offices; 2) to provide smoking cessation support tools to welfare offices in order to improve the self-efficacy of smoking cessation support among current employees and to facilitate the support; 3) to develop a program to help people quit smoking, and 4) to develop a program to help people quit smoking. The results of the study clarify the challenges for welfare office staff in assisting welfare recipients. In addition, a six-month intervention and follow-up survey of welfare office workers revealed the effectiveness of the smoking cessation support program and the usefulness of the smoking cessation support tool.

研究分野：臨床看護学

キーワード：禁煙 生活保護 禁煙支援

## 1. 研究開始当初の背景

生活保護受給者数は増加傾向にあり、保護費全体の約半数を医療扶助費が占め、医療扶助の適正化が課題とされている。「医療扶助実態調査」によると、循環器疾患などの生活習慣病、つまり禁煙による予防が可能な疾患が多いとされている。所得が低い人ほど喫煙率も高い<sup>1)</sup>ことが指摘されており、生活保護受給者に対する禁煙支援が重要である。

研究代表者による文献検討<sup>2)</sup>では、国内において生活保護受給者を対象にした禁煙の報告は少ない。精神科外来における生活保護と喫煙の有意な関連<sup>3)</sup>が報告されているが、介入研究はされていない。米国では、公的機関を窓口にした公的扶助受給者に対する禁煙カウンセリングや禁煙教育、禁煙治療等による介入実績が報告されている。日本においても、米国と同様に、福祉事務所を窓口にした禁煙支援プログラムを導入することで、生活保護受給者の生活習慣病予防や健康増進を図ることが期待できる。福祉事務所は生活保護の相談窓口であり、生活保護受給者と面接し生活指導を行う等の事務を司る機関であるため、禁煙に関しても継続的支援が可能と考える。福祉事務所を窓口にした先行研究<sup>4)</sup>では、未成年禁煙希望者に無償でニコチンパッチ処方を行う介入の効果が報告されている。生活保護受給者の禁煙支援においても、福祉事務所を窓口にした介入が有効であると考えられる。

研究代表者は、これまでの研究で、(1)生活保護受給者の喫煙と禁煙治療に対する認識の実態<sup>5-6)</sup>と(2)生活保護受給者の喫煙と禁煙に対する福祉事務所現業員の認識の実態<sup>7)</sup>を調査してきた。研究成果の概要は以下に示す。

(1)生活保護受給者を対象とした調査<sup>5-6)</sup>では、生活保護受給者の喫煙率は高く、喫煙者の多くはタバコ代を負担に感じ、食費が足りなくなる者も存在した。また、禁煙治療の認知度は高い一方で、禁煙治療の保険適用の認知度は低いことが明らかとなった。喫煙者の多くは過去に禁煙経験があり、禁煙治療に関心を持っており、禁煙治療の紹介や禁煙支援の必要性が示唆された。

(2)全国の福祉事務所現業員を対象とした調査<sup>7)</sup>では、現業員の過半数が生活保護受給者の喫煙状況を把握し、禁煙の必要性を認識し助言していた。しかし、禁煙に至るケースは少ない現状であった。また、禁煙に関する知識や技術も少なく、支援に苦戦している現業員が多い実情も明らかとなり、福祉事務所現業員に対する支援の必要性が示唆された。

以上の研究成果を踏まえ、福祉事務所を窓口にした生活保護受給者に対する禁煙支援の着想に至り、福祉事務所を窓口にした禁煙支援プログラムと支援ツールの開発を進めてきた。

本研究は、福祉事務所を窓口にした生活保護受給者に対する禁煙支援プログラムの有用性を検証することを目的とする。本研究は、福祉事務所を窓口として生活保護受給者を対象に禁煙支援の介入を試みるのが特色であり、保健・医療・福祉の連携によるプログラムを目指すことが独創的な点である。禁煙支援プログラムにより、生活保護受給者の喫煙率が低下し、生活保護受給者の疾病予防・健康増進や経済的自立が結果として見込まれ、生活保護制度の趣旨である健康で文化的な生活の保障と自立の助長につながる。また、福祉事務所に対して禁煙支援ツールを提供することで、禁煙支援が円滑になり、福祉事務所現業員の禁煙に関する知識や技術の充実と禁煙支援に対する自己効力感の向上が可能になると考えられる。これらの成果は、医療扶助の適正化と生活保護受給者の生活保護からの脱却に寄与し、生活保護費の抑制に貢献できる点で意義がある。

## 文献

1) Fukuda Y: Accumulation of health risk behaviors is associated with lower socioeconomic status and women's urban residence: a multilevel analysis in Japan. BMC Public Health, 5(1), 53, 2005.

2) 松浪容子、古瀬みどり: 生活保護・貧困者を対象とした禁煙に関する文献検討. 第15回北日本看護学会学術集会; 57, 2012.

3) 臼井洋介、他: 精神科外来における生活保護と喫煙の関係. 日本医事新報 4531, 107-111, 2011.

4) 辻 恵、金高 久美子、原田 久、他: 未成年喫煙者への禁煙支援に影響を与えるニコチン置換療法等の要因の検討. 日本公衆衛生雑誌, 54(5), 304-313, 2007.

5) 松浪容子、川合厚子 N市における生活保護受給者の喫煙に関する実態と禁煙治療に対する認識. 日本禁煙学会雑誌, 2015; 10(4)

6) 松浪容子、古瀬みどり、川合厚子: 山形県における生活保護受給者の喫煙と禁煙治療に対する認識の実態. 第9回日本禁煙学会学術総会、熊本: 2015年11月

7) 松浪容子、古瀬みどり、川合厚子: 生活保護受給者の喫煙と禁煙に対する福祉事務所現業員の認識. 第9回日本禁煙学会学術総会、熊本: 2015年11月

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、福祉事務所を窓口にした生活保護受給者に対する禁煙支援プログラム

の有用性の検証である。これを実現するため、以下の実施を行う。

- 1) 生活保護受給者の禁煙支援プログラムの有用性の評価  
福祉事務所を窓口にした禁煙支援プログラムを活用して介入を行い、プログラムの有用性を評価する。
- 2) 福祉事務所における禁煙支援ツールの有用性の評価  
福祉事務所に対して禁煙支援ツールを提供し、福祉事務所現業員の禁煙支援の自己効力感、ツールに対する満足度を測定することで禁煙支援ツールの運用面での有用性を評価する。

### 3. 研究の方法

本研究の目的は、福祉事務所を窓口にした生活保護受給者に対する禁煙支援プログラムの有用性の検証である。

そのため、以下の順に調査と介入プログラムを実施し、評価する。

- 1) 福祉事務所現業員を対象にしたベースライン調査
- 2) 福祉事務所への禁煙支援ツールの提供と福祉事務所における禁煙支援プログラムによる介入
- 3) 禁煙支援プログラムの効果と禁煙支援ツールの有用性を評価するための追跡調査

#### 1) ベースライン調査

目的：禁煙支援プログラム開始時点での福祉事務所現業員の禁煙支援の自己効力感・困難感と関連因子を明らかにする。

対象：生活保護受給者に関わりを持つ福祉事務所現業員

方法：郵送法による質問紙調査

内容：性・年齢・属性、社会的ニコチン依存度（KTSND）、禁煙支援の自己効力感、禁煙支援業務上の困難感

#### 2) 福祉事務所を窓口にした禁煙支援プログラムによる介入

##### (1) 禁煙支援に使用可能な禁煙支援ツールの配布

目的：生活保護受給者の禁煙を支援するための介入手順を明確化し、他職種との連携を円滑に進め、様々な事例に対する支援策を導くツールとする。

方法：調査1の対象となった福祉事務所のうち協力が得られた自治体の福祉事務所に対し、禁煙支援ツールを配布し、使用方法について説明する。

ツールの内容：

行動変容ステージモデルを基にした喫煙ステージ（禁煙の準備性）に応じた介入内容と介入手順

禁煙治療の保険適用が可能か否かを査定するためのチェックリスト

多職種連携のためのフローシート

禁煙を支援する上で連携可能な医療機関の一覧

##### (2) 福祉事務所を窓口にした禁煙支援プログラムの活用

目的：禁煙支援プログラムを社会福祉事務所窓口を活用し、生活保護受給者に対する禁煙支援の介入

方法：ベースライン調査の対象となった福祉事務所のうち協力が得られた福祉事務所において、生活保護受給者に対して禁煙支援ツールを活用した支援を行う

介入の内容：

喫煙ステージ（禁煙の準備性）に応じた面接による情報提供と助言

禁煙治療の保険適用の評価

禁煙治療の保険適用者に対する禁煙治療・禁煙外来の紹介

禁煙治療の保険適用者に対する禁煙治療が可能な医療機関の紹介

#### 3) 追跡調査

目的：福祉事務所を窓口にした禁煙支援プログラムによる介入後の福祉事務所現業員の禁煙支援の自己効力感・困難感の変化と禁煙支援ツールの有用性を明らかにする。

対象：禁煙支援プログラムによる介入を実施した福祉事務所現業員のうち同意を得られた者

方法：郵送法による質問紙調査

内容：性・年齢・属性、社会的ニコチン依存度（KTSND）、禁煙支援の自己効力感、禁煙支援業務上の困難感、禁煙支援ツールに対する使用感・満足度

#### 4. 研究成果

##### 1) ベースライン調査の成果

山形県内の福祉事務所現業員 92 名を対象にアンケートを実施し、68 人から回答を得た（回収率：73.9%）。男性 47 人（69.1%）、女性 21 人（30.9%）、平均年齢 31 歳、公務員歴平均 7.9 年、現業員歴平均 2.6 年、喫煙率 13.2%であった。77.9%が受給者の喫煙状況を把握し、85.3%が禁煙を必要と認識していた。禁煙治療の保険適用について「よく知っている」は 23.5%、禁煙治療を医療扶助に含まれると 79.1%が認識していた。禁煙に関する助言経験は約半数があると回答し、助言頻度は平均 2 回/半年、禁煙を試みた人数 0.14 人/半年、医療機関を受診した人数 0.10 人/半年であった。支援方法としては「禁煙のメリットを伝える」、「専門機関や専門職による指導」、「医療機関の受診指導」、「金銭管理・家計見直し」が多く、パンフレット、リーフレットなどの資料を用いているという回答はなかった。禁煙に関する助言経験がない者の理由には「禁煙は必要ない・個人の自由」、「禁煙することは難しい」、「禁煙以外の業務で忙しい」が多かった。禁煙支援に関する負担感は約 3 割が負担に感じており、その理由は「受給者が助言を聞こうとしない」が最も多かった。禁煙支援に関する自己効力感の平均は 31.6 であった。禁煙に関する学習機会はほとんどなく、生活指導全般に関する研修は 22.1%が「時々ある」と回答した。

以上の調査結果から、現業員の過半数が受給者の喫煙状況を把握し、禁煙の必要性を認識し助言する一方で禁煙治療に結び付けられるケースは稀である事実が明らかとなった。受給者の禁煙を支援するには、現業員に対して情報提供の機会を設け、禁煙に関する正確な理解を得ることが重要であり、非医療従事者である現業員でも円滑に禁煙支援できるマニュアルやパンフレット等のツールを導入したシステムの構築と多職種による連携が必要であることが明確となった。

##### 2) 追跡調査の成果

山形県内の福祉事務所現業員 92 名を対象にアンケートを実施し、54 人から回答を得た（回収率：58.7%）。調査結果から、マニュアルとツールの修正の必要性和運用面での課題が明確化した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 松浪容子、古瀬みどり、川合厚子	4. 巻 13
2. 論文標題 福祉事務所現業員による生活保護受給者に対する 禁煙支援の実態と社会的ニコチン依存	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本禁煙学会雑誌	6. 最初と最後の頁 101-109
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 松浪容子、古瀬みどり
2. 発表標題 家族看護領域における禁煙支援に関する文献検討
3. 学会等名 日本家族看護学会第25回学術集会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 松浪容子、古瀬みどり、川合厚子
2. 発表標題 福祉事務所現業員における生活保護受給者への禁煙支援に関するベースライン調査
3. 学会等名 第12回日本禁煙学会学術総会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 松浪容子、古瀬みどり
2. 発表標題 福祉事務所現業員における生活保護受給者に対する禁煙支援の経験と支援上の課題
3. 学会等名 第28回 日本禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 松浪容子, 古瀬 みどり
2. 発表標題 山形県福祉事務所に勤務する生活保護現業員の禁煙治療に対する認識と学習ニーズ
3. 学会等名 第45回山形県公衆衛生学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 松浪容子, 古瀬みどり, 川合厚子
2. 発表標題 福祉事務所現業員による生活保護受給者に対する禁煙支援と社会的ニコチン依存
3. 学会等名 第11回日本禁煙学会学術総会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 松浪容子, 川合厚子
2. 発表標題 福祉事務所現業員による生活保護者への禁煙支援とKTSND
3. 学会等名 第27回 日本禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 松浪 容子, 古瀬 みどり, 川合 厚子
2. 発表標題 居宅生活保護受給者の禁煙動機の分析
3. 学会等名 第26回禁煙推進医師歯科医師連盟総会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 松浪 容子
2. 発表標題 福祉事務所で活用できる生活保護受給者に対する禁煙支援ツールの検討
3. 学会等名 第26回禁煙推進医師歯科医師連盟総会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 松浪 容子, 古瀬 みどり, 川合 厚子
2. 発表標題 福祉事務所現業員による生活保護受給者に対する禁煙支援内容の分析
3. 学会等名 第26回禁煙推進医師歯科医師連盟総会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考